

平成20年12月22日  
内閣官房副長官補付

「犯罪に強い社会の実現のための新たな行動計画（仮称）」（案）  
に対する意見の募集結果について

平成20年11月17日（月）から同年11月28日（金）までの間、「犯罪に強い社会の実現のための新たな行動計画（仮称）」（案）に対する意見の募集を行いました。

別添のとおり、頂いた主な御意見及び御意見に対する考え方等について公表いたします。

なお、頂いた御意見については、必要に応じ、分類整理・要約した上で記載しております。

（参考）

頂いた御意見の総数 153件

（内訳）

電子メール 141件

FAX 7件

郵送 5件

別添

主な御意見と御意見に対する考え方について

## 1 総論について

- 治安状況は年々改善しており、新たな行動計画は必要ないのではないかと。むしろ、犯罪が減少していることを広く啓発し、実勢数値を冷静に考慮し、問題を絞り込んだ上での適切なアプローチが必要である。
- 認知件数の増加については、従来、犯罪としてこなかった事象が犯罪に含まれるようになったことも考慮すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

御指摘のとおり、刑法犯認知件数につきましては、平成 15 年以降減少に転じており、治安情勢は徐々に改善しています。しかしながら、振り込め詐欺やサイバー犯罪等新たな犯罪類型の登場や無差別殺傷事件の続発等により、体感治安の改善には未だ至っていないところです。こうした情勢にかんがみ、今回の新たな行動計画を策定することとしました。なお、引き続き、適切な治安情勢に関する広報啓発に努めてまいります。

- 犯罪を減らすために重要なことは、犯罪をしなくてもすむような格差や貧困のない社会を作ることであり、「犯罪に強い社会」という考え方自体が誤ったものである。
- 昨今の社会不安の最大の要因は、社会保障の切捨てや雇用情勢の悪化にあり、こうした前提を問題にしない犯罪対策は誤る可能性が高い。

との御意見を頂きました。

(考え方)

御指摘のとおり、個人が犯罪に走らずにすむような社会を構築することは重要なことと考えており、本行動計画においても、「第 2 犯罪者を生まない社会の構築」に記載しているとおり、大きな柱の一つと位置付けています。様々な形で社会から孤立した状態にある人々に、社会の側から手を差し伸べ、社会への帰属意識を取り戻すことができるようにするため、政府一体となって各種施策を進めてまいります。

- 警察権の強化は国民の権利の縮小につながり、バランス性においても、大きな問題・欠落がある。
- 治安悪化の要因は、日本人のモラルの低下と外国人犯罪の増加であり、モラル教育の推進及び人権意識と治安のバランスを保つ必要がある。

との御意見を頂きました。

(考え方)

御指摘も踏まえ、実際に新たな規制等について検討する際には、意見公募手続や国会における審議等を通じて、民意に十分配慮しながら、自由と安全のバランスについて考慮してまいります。

また、モラル教育の推進の必要性については、本行動計画において、「規範意識の向上」等の形で記載しているところであり、重要な施策と位置付けています。

○ 法の欠陥を放置しておくからこそ起きる犯罪もあり、犯罪者を摘発しなければ意味を持たない罰則よりも、犯罪を未然に防ぐ法制度の整備を優先すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

法の不備をついた脱法的な行為については、法規制の必要性を十分検討した上で、必要に応じて法整備を行うなどの措置を採ってまいります。

○ 全体的に機械に頼り、その一面的効果を過大評価しており、根本的な見直しが必要である。

(考え方)

限られた人的資源の中で各種施策を実施する上で、最大限の効果を得るために、有効性・信頼性の認められた資機材を必要に応じて活用することは有益と考えています。

## 2 「第1 身近な犯罪に強い社会の構築」について

### (1) 「防犯ボランティア活動等の促進」について

○ 警察活動が犯罪捜査等における強制力の行使に結び付く権力作用であることに鑑み、また、市民のプライバシー権を保障するためにも、適切な規制をすることが必要である。他方、地域における犯罪の防止のためには、多様性や寛容性を確保し、すべての人々が共生することができる社会を実現することが肝要であり、差別や偏見などの障壁を取り除き、社会保障を充実させ、教育・医療等の施策を人的・物的に拡充することが必要であるとの視点を入れるべきである。また、的確な犯罪情報・地域安全情報の提供に当たっては、個人識別がなされうるような情報の提供は原則として行わないこととするなど慎重な検討が必要である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

警察においては、関係法令及び判例に従い、適切に捜査を行っているところです。また、御指摘の社会政策的な視点については、主として、本行動計画の「第2 犯罪者を生まない社会の構築」を策定するに当たって、犯罪対策の観点から留意して策定しております。なお、犯罪情報・地域安全情報の提供に当たっては、個人情報の保護に関する関係法令に照らして、適切な対応を図っています。今後とも、被害者等のプライバシーに特に配慮しながら、的確な情報提供に努めてまいります。

(2) 「防犯ボランティア団体に対する支援等の充実」について

- 無理矢理事件を仕立てようとする不愉快なボランティアであれば不要である。
- 何らかの生業に就いている人がボランティア活動を行う以上、人的コストと効果を相互に考えるべきであり、無闇に活用すべきではない。

との御意見を頂きました。

(考え方)

防犯ボランティア従事者は、不審者等を発見した場合、声掛けや警察への通報等を行っているものと承知しています。なお、防犯ボランティア活動は、地域住民が、可能な範囲で地域の安全を地域の手で守るための自主的な防犯活動として実施しているものです。

(3) 「的確な犯罪情報・地域安全情報の提供」について

- 安易な犯罪情報の提供は国民の不安感を煽るだけであり、犯罪情報を提供する必要はない。

との御意見を頂きました。

(考え方)

犯罪の発生状況や手口に応じた効果的な防犯対策に関する情報を提供することにより、国民の自主防犯意識の高揚と自主防犯行動の促進が図られているところであり、被疑者の検挙情報等地域住民の不安感の軽減につながる情報の提供に配慮しながら、的確な犯罪情報等の提供に努めてまいります。

(4) 「官民協働による犯罪の発生しにくいまちづくりの推進」及び「個人のすまいへの防犯カメラ等の普及促進」について

○ 防犯カメラの防犯効果を実証的に明らかにした研究がないことに鑑み、プライバシー権の侵害とならないよう、その防犯上の効果や必要性についての実証的な検討も行いながら適切な法的規制を行うべきである。

等の御意見を頂きました。

(考え方)

警察が設置主体となっている防犯カメラについては、犯罪の未然防止及び犯罪発生時の迅速・的確な対応のため、犯罪発生状況等を踏まえ必要な地区に、地域住民の理解も得つつ厳格な管理の下に設置・運用しております。

(5) 「官民協働による犯罪の発生しにくいまちづくりの推進」について

○ 安心安全は、行政や関係機関が築くものであるとする受け身の思想から、住民自らの活動があって相乗効果をもたらし、実現するものであり、コミュニティレベルで生活を点検し、危機回避への改善と合せてコミュニティ力を高めることで防犯力も高まることから、コミュニティレベルでの予防活動を起こすというセーフコミュニティ活動について記載すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

御意見を踏まえ、修文することとさせていただきます。

(6) 「個人の住まいへの防犯カメラ等の普及促進」について

○ プライバシーの保護を完全にしない限り、一般には受け入れられない。  
○ 防犯カメラに犯罪抑止効果はない。むしろ、防犯性能の高い建物部品の普及促進に力を入れるべきである。  
○ 個人の住まいへの防犯カメラ設置要請は行きすぎである。費用面で一般市民には難しく、工費助成をするにしても、犯罪発生率の低い日本では過剰投資である。また、そのようなカメラの下で生活する状況は異常である。  
○ 個人の住まいに防犯カメラを設置すると、かえって、その家にはお金があると見られてしまう。防犯カメラの設置が当然のこととなるぐらいまで普及が進まなければ、難しいのではないか。

等の御意見を頂きました。

(考え方)

本施策については、個人の住まいへの防犯カメラ等の設置を義務付けるものではなく、防犯カメラ等の設置を希望されている個人・団体（マンションの共用スペース等の場合）に対する経済的支援を含めた支援方策に関するものであり、あわせて、防犯性能の高い建物部品の普及促進も図ってまいります。

(7) 「道路周辺の映像を表示するサービスに係る防犯対策等の検討」について

- 検討の必要性は疑義の余地がないが、検討に当たっては、プライバシーや安全・安心に関する幅広い国民的な議論が前提になる。利便性とのバランスや国際競争力維持の観点にも考慮しながら、必要に応じ規制等を含めた処置を検討すべきである。
- すでに個人の生活を脅かすものであり、禁止すべきである。
- サービスの対象を商業地域に限定し、居住地域は原則として含めないよう、サービス提供事業者に指導を行うとともに、指導で足りないようであれば、法規制を行うべきである。また、こういったサービスの存在について、一般に周知を図り、救済措置を検討すべきである。都道府県においては、許諾なくこのような行為を行うことを迷惑行為として条例において位置付けてもらいたい。

等の御意見を頂きました。

(考え方)

道路周辺の映像を表示するサービスについて、防犯上の問題点がある場合等必要に応じ、関係省庁が連携の上、対策の必要性も含め検討してまいります。

(8) 「学校における防犯活動の推進」について

- 地域安全情報のきめ細かな収集・提供について、個人識別がなされうるような情報の提供は行わないこととすべきである。また、少年法においてぐ犯少年に対する調査規定がないことから、ぐ犯少年について情報収集することさえ違法であることから、これらの少年について、警察は学校等から情報収集すべきではない。
- スクールガード・リーダー等は、警察官の天下り先となることが目に見えており、撤回すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

地域安全情報の提供に当たっては、個人情報の保護に関する関係法令に照らして、適切な対応を図っているところです。また、ぐ犯少年については、警察法第2条の責務を達成するのに必要な範囲で情報収集を行っているものです。

さらに、スクールガード・リーダーについては、退職警察官だけでなく、教職員OB等も含めた防犯の専門家（又は学校安全に関する）に対して委嘱しており、スクールガード・リーダーの報酬については、巡回・指導等の活動に対して謝金を支出しているものの、御指摘の「天下り先」になるとは考えておりません。スクールサポーターについても、退職警察官その他の専門知識を有する人材に「学校と警察との橋渡し役」として活躍してもらうことを目的としており、各任命主体において、適材適所の配置がなされているものと考えています。

- 防犯教室は一時的なものであり、継続的に防犯について考えさせる契機を提供するものとはなっていないことから、防犯教育の義務化が必要である。警察官の増員にも限界があり、教員志望者についても、教員養成課程に犯罪抑止に関する教科を置き、履修を義務付けるべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

学校における防犯に関する指導は、安全に関する指導の一環として行われるものであり、学習指導要領総則において、安全に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものと規定されています。また、学習指導要領の中で、体育科保健領域において身のまわりの生活の危険が原因となって起こるけがの防止について理解すること、社会科において事故から人々の安全を守るために従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えること、生活科において通学路の様子やその安全を守っている人々に感心をもち、安全な登下校ができるようにすることなどが盛り込まれています。

なお、教職課程は、教員に必要な最小限の資質能力を身に付ける課程であり、履修を義務付けることは困難ですが、各大学の判断により、教職課程において防犯に関する内容を含めることは可能です。

(9)「安全・安心な子どもの居場所づくり」について

- 特段の事由がない児童については、放課後子ども教室で過ごすこと、などという強制はすべきではない。

等の御意見を頂きました。

(考え方)

放課後子ども教室は、御懸念されているような児童の参加を強制するものではなく、自由参加となっています。

(10) 「地域警察活動の強化」について

- 曖昧な基準の下で「秩序」違反行為への指導を強化したり、軽微なマナー違反についてもこれを犯罪化して取締りの対象とすることは警察機関の市民生活への過剰な介入を招き、また刑事法規の著しい恣意的な運用を可能とするものであり、強く反対する。

との御意見を頂きました。

(考え方)

街頭活動に際し、秩序違反行為や軽微な犯罪についても、法令に基づき、事案の内容に応じた適切な指導取締りを推進していくことは、犯罪の発生を抑止するとともに、認知した犯罪を速やかに検挙して国民の犯罪被害への不安を解消するため、必要と考えます。

(11) 「総合的な振り込め被害防止対策等の推進」について

- ATMの画面上において、音声ガイダンスを流すことも含め振り込め詐欺への注意喚起を行うとともに、振込者が振込先に直接振り込むことができないようなシステムを構築すべきである。
- 口座開設時等に通帳に顔写真を貼るサービスを行ってはどうか。
- 各家庭の電話機に注意喚起の貼り紙を貼っておくことが重要であり、そのような貼り紙を全戸に配布すべきである。また、同様のポスターを金融機関を始めとした人の集まる施設に掲示すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

金融機関においては、振込みの依頼人に対して行員による声掛けやATMの画面を通じた注意喚起を行ったり、振り込め詐欺被害防止に向けたシステムの導入・改善等、振り込め詐欺被害防止に向けた様々な取組みを行っており、政府としても、これらの金融機関における取組みを促進して参ります。

また、広報啓発活動の在り方については、振り込め詐欺に対する防犯意識を高めるとともに、具体的な防犯行動を促すため、創意工夫の上国民一人一人の心に響く広報啓発活動を展開することとしており、御指摘も参考としながら、効果的な広報啓発活動に努めてまいります。

(12) 「振り込め詐欺の徹底検挙」について



- 携帯電話のGPS機能を利用した位置探索が安易に実施された場合、捜査対象者の私生活を丸裸にすることとなり、重大なプライバシー権侵害を招くことは明らかである。このような手法の採否は、当該手法の採否について国民に情報提供することを前提に、国民的議論の上決せられるべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

携帯電話のGPS機能を利用した位置探索等有効な捜査手法の導入については、捜査上の必要性、個人のプライバシー保護の観点等を踏まえて検討を行ってまいります。

(13) 「食の安全・安心に係る事犯等への対策及び違法行為の監視の強化

- 中国には甘い対応にもかかわらず、国内企業には、脅迫まがいの処置を下すようなやり方はおかしい。

との御意見を頂きました。

(考え方)

検疫所における食品衛生監視員の拡充や高度な検査機器の整備など、輸入食品の監視体制の強化を図るとともに、中国を始めとする輸出国政府との二国間協議及び現地調査を通じて、輸出国における安全対策の促進を図るなど適切に対応しています。

(14) 「ヤミ金融事犯対策」について

- ヤミ金対策についても、振り込め詐欺対策と同様の具体策を活用する旨盛り込むべきである。
- 非弁業者の取締りの強化を盛り込むべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

本行動計画中のヤミ金融対策に係る施策については、「多重債務問題改善プログラム」(平成19年4月多重債務者対策本部決定)において「ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化」として示されたものを重点的に記載しています。振り込め詐欺対策として記載され、ヤミ金融対策として記載されていない事項についても、ヤミ金融対策に活用できるものは推進していくこととしています。

また、警察では、これまでも過払い金返還請求訴訟に係る非弁行為等の弁護士法違反

事件を検挙しているところ、今後も、違法行為があればこの種事犯を厳正に取り締まることとしています。

(15) 「模倣品・海賊版対策」について

- 著作権法は親告罪を維持すべきである。
- 著作権者の権利は独占禁止法違反スレスレであり、素人やファンが作った物を頒布することぐらいの権利制限は著作権者に対し強要することは必要である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

著作権侵害罪の非親告罪化については、昨年度の文化審議会著作権分科会において検討が行われましたが、社会的影響等も見極めつつ、慎重な検討が必要との方向性が示されているところです。

また、著作権法における権利のあり方については、保護と利用のバランスに留意しつつ、今後とも適切に検討を行ってまいります。

- プライバシーや情報アクセスの権利といった基本的権利を守るとする条項を条約に盛り込むよう各国に働き掛けるべきであり、行動計画においても明記すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」構想の趣旨に沿った対応が必要と考えています。

(16) 「ストーカー・配偶者からの暴力対策の推進」について

- 暴力的な女性や精神を病んでいる女性も存在することを忘れてはならず、数が少ないとはいえ、男性が被害者となることもあり、男性も対象とすべきである。
- 宗教団体からの離脱時におけるストーカー対策を講じるべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

配偶者からの暴力等については、男性が被害者となることも含むものであり、男性も対象となりますが、本行動計画においては、特に、被害者となりやすい女性に重点を置

いて記載したところです。

また、警察においては、ストーカー規制法の適用ができない場合、刑罰法令に触れる行為については、検挙等の措置をとるほか、刑罰法令に触れない場合であっても、必要に応じて、加害者に対して指導警告等を行っています。

○ 刑法犯への適切な対応について盛り込むべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

御意見を踏まえ、修正することとさせていただきます。

(17) 「児童虐待防止対策の推進」について

○ 現場の人員確保が先決である。

○ 児童相談所の職員による月1回以上の定期的な家庭訪問を義務付けるとともに、学校等にも出向き、教師とも定期的に顔を合わせるべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

御指摘のとおり、児童虐待対応の中心となる児童福祉司数について、年々増やしているところであり、今後も人員の確保に努めてまいります。また、これまでも、個々のケースにより、必要に応じて、児童相談所職員による家庭訪問等を実施しているところであり、本行動計画においても、児童相談所職員や市町村職員等により、虐待を受けた児童の適切な保護、支援を図るとともに、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を活用するなどして、学校をはじめ各関係機関等と連携を図っているところです。

○ 孤立した親が児童虐待をするという考え方自体が疑問である。それよりも、虐待を速やかに発見し、被害児童を早急に救済する方策を検討すべきである。

○ 学識経験者はともかく、退職警察官が取り分けて記載されていることには違和感があり、疑問である。一般的に、「取締り」のような対応は、かえって虐待が密室化してしまい有効適切とは考えられないことから、退職警察官以外のより適切な社会資源を見出す努力を行うべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

社会から孤立したり、育児不安を持つなどの保護者に対して、必要な支援を行うことにより、育児に関する負担が軽減され、児童虐待の防止に資するものと考えています。また、本行動計画にあるとおり、虐待の早期発見・早期対応のため、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や養育支援訪問事業等を実施するとともに、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置促進・機能強化を図ることとしています。

なお、一時保護所等において、虐待や非行等異なる背景を有する様々な子どもたちの状況にきめ細かく対応するため、教員 OB 等様々な実務経験者の人材配置を図っており、退職警察官はその一例ですが、児童相談所が児童虐待の疑われる居所に立ち入るに際し、退職警察官の知見・能力の活用は有効であると考えています。また、児童虐待防止法第 10 条に警察署長に対する援助要請が規定されており、これらの的確な実施に向けた連携等のためには退職警察官の活用は有効であると考えています。

#### (18)「児童ポルノ対策等の推進」について

- 与党案の「性的好奇心を満たすための所持」について、内心の問題を誰がどのように判断するのか。公権力が判断するのであれば、国民の思想に対する侵害と言えるのではないかと懸念される。インターネット上の児童ポルノを問題視するのであれば、故意過失を問わず、インターネット上に児童ポルノを流出させた者に対して厳罰を科せば良いのではないかと懸念される。過失でも刑罰の対象とすることで、結果的に所持に対する抑止力となる。
- 単純所持の禁止については、他の先進諸国と事情が異なり、捜査権の乱用による冤罪の発生が懸念される。所持を違法化せずとも、購入や譲受を禁止すれば、児童ポルノ事犯への対処は可能である。また、漫画等の創作物については、被害児童が存在せず、そもそも児童ポルノではないため、規制すべきではない。
- 児童ポルノの定義を 13 歳以下の性的虐待の映像・写真記録と定め、法定刑の引上げ、特定の偏向的な志向を持つ団体等の関わりを排除すべき。
- 児童ポルノ対策等の推進は必要であるが、児童ポルノの定義が主観的で曖昧なまま、処罰範囲だけ拡大することは危険である。単純所持の刑罰化については、権力濫用のおそれもあり、被害の防止という観点からの実効性が期待できないまま安易に刑罰化することは反対である。また、司法面接の導入も含め、被害者保護の一層の充実を図る必要がある。

等の御意見を頂きました。

#### (考え方)

議員立法による法律案が国会に提出されているところであり、単純所持規制等につい

ては、今後、国会において十分な御審議がなされるものと考えます。なお、警察においては、児童ポルノによる被害少年について、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため保護者その他の関係者に配慮を求めるほか、関係行政機関への連絡その他の同種の犯罪の発生を防止するため必要な措置を採るなどしています。

○ 買受捜査は道義的に許容できるものではない。

との御意見を頂きました。

(考え方)

児童ポルノ対策としての買受捜査は、一般に販売されている DVD 等を購入し、その内容を確認して違法なものかどうかを確認するものであり、有効かつ妥当な捜査方法と考えています。

(19) 「少年を取り巻く有害環境の浄化」について

○ フィルタリングによる臭い物には蓋をするという対処では、いずれ大人になる子どものためにならない。メディアリテラシー教育の充実・開発こそが重要である。

○ 有害情報の定義がはっきりせず、恣意的に運用されないか心配である。有害情報の定義を厳格にすべき。また、有害情報が一部に含まれていただけで、サイト全体がアクセスできなくなり、復旧にも支障が生じることから、新たな規制はすべきではない。

○ 有害環境の浄化の名の下に青少年に対して過度に規制強化することは避けるべきである。政府が有害情報の基準、選定について影響力を行使しないようにし、青少年の権利の保障、貧困・差別の防止を図り、犯罪情報の提供促進、広報を図ることにより、犯罪に強い社会を実現すべきである。

等の御意見を頂きました。

(考え方)

フィルタリングは、インターネット上の有害情報を青少年が閲覧しないための効果的な手段の一つであり、青少年がインターネットを適切に活用できる能力を習得できるような施策についても取組を進めてまいります。また、青少年インターネット環境整備法において、「青少年有害情報」について例示を含む定義があります。同法では、民間事業者の義務等が規定されているところであり、政府は民間の自主的かつ主体的な取組を尊重することとされていることから、政府としては民間の取組の支援に努めてまいります。

(20) 「子どもや女性を対象とする犯罪の未然防止対策等の推進」について

○ 親切心で声を掛けようとしても、不審者に間違われ、不利益を被るなど、かえって被害の未然防止を妨げるのではないかと懸念される。

との御意見を頂きました。

(考え方)

指導・警告や検挙に至る前には、届け出内容の十分な確認及び裏付けを慎重に行うことから、子どもや女性を見守る趣旨で声をかけた人が不利益を被り被害の未然防止を妨げたり、冤罪が発生するおそれはないものと考えています。

(21) 「自動車盗難防止装置の普及及び盗難車両に関する情報共有の推進・効率化」について

○ 原動機付自転車に関する情報はプライバシーとも関連することに鑑み、検討に当たっては、そもそも現状においてどのような問題があるのか明らかにすることを前提に、国民的議論がなされるべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

原動機付自転車に関する情報の有効活用については、捜査上の必要性、個人のプライバシーの保護の観点等を踏まえて検討してまいります。

(22) 「刑事手続等における被害者施策の推進」について

○ 児童虐待等における子どもが被害者の場合も盛り込むべきである。また、繰り返しの事情聴取や被害の再現実況見分等をできるだけ避けるため、児童虐待における司法面接の研究等、捜査方法の開発等に注力すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

児童虐待における子どもが被害者の場合も含め、被害者等の精神的負担を緩和するため、被害者等の心情に配慮することとしています。例えば、警察では、児童虐待を受けた少年に対する対応について、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施しています。また、捜査を行うに当たっても、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第32号）第10条の2等の規定に基づき、被害者の心情に配

慮した措置を採っているところであり、今後ともこうした取組を進めてまいります。

### (23) 「二次被害の防止」について

- 二次被害が一番生じやすいのは、警察の捜査であり、捜査機関の自戒を込めて、この点について盛り込むべきである。

との御意見を頂きました。

#### (考え方)

警察では、捜査の過程で二次的被害を与えないよう配慮すべき事項等について職員に対する指導・教育を行っているところであり、このことについては、本行動計画にも盛り込んでいます。また、捜査を行うに当たっては、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第32号）第10条の2等の規定に基づき、被害者の心情に配慮した措置を採っているところであり、今後ともこうした取組を進めてまいります。

### 3 「犯罪者を生まない社会の構築」について

#### (1) 「少年の規範意識の向上」について

- 少年の規範意識はかつてよりも高まっており、道徳教育に力を入れる必要はない。
- 現在、現実に学校で行われている「規範意識の醸成」は、学校における問題児童の指導との関連で、その児童生徒がなぜ問題を起こすのか、その悩みを受け止め、共に考え克服する対応ではなく、体罰、警察・児童相談所通報などの対応で臨む結果につながっており、子どもの意見の尊重を限定的なものとしていることに貢献している。現在の案は、子どもの権利を基盤とする取組にはまったく触れないで、子どもの行動の抑制的対応に傾斜しすぎている。

との御意見を頂きました。

#### (考え方)

平成20年1月の中央教育審議会答申においては、子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の教育力の低下等を背景とする子どもたちの規範意識の低下を指摘し、道徳教育の充実を提言しています。同答申を踏まえ、道徳教育の充実を図っているところです。

また、学校教育において児童生徒の人権に十分配慮した指導が行われなければならないことは極めて重要なことであり、児童の権利条約の発効を契機に都道府県教育委員会等に周知しております。生徒指導においても、児童生徒の人権に配慮した指導が行われるよう、指導の推進に努めているところです。

(2) 「少年を見守る地域社会の構築」について

○ 少年法を廃止すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

非行のある少年に対しては、少年法に基づき、その性格の矯正や環境の調整に関する保護処分を行い、再非行の防止に努める必要があることから、少年法は必要であると考えています。

(3) 「社会適応上支援を必要とする少年の居場所づくりと就業・就学支援」について

○ 警察を含む行政機関が相互に情報を共有し、対応する事態につながっており、子どもの成長発達を支援する立場の者と、犯罪の鎮圧・抑止を使命とする者とは、情報を共有する結果につながり、それぞれの立場にとって、収集した情報が違った目的で利用される結果をもたらしている。その対応は、子ども自身のプライバシーの侵害につながり、子ども自身が、その能力・関心・感情・疑問を表明することを躊躇し、最も大切な率直な意見表明を阻む結果につながっている。

との御意見を頂きました。

(考え方)

子どもたちの問題行動等については、関係機関が相互に連携して対応することが重要であると考えます。それぞれの機関は役割が異なるものの、子どもたちの健全育成に資するため、適切な情報管理の下、必要な情報を共有し、個々の子どもたちに対応した連携を図る必要があります。

(4) 「少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置」について

○ 警察を中核とした補導措置により、継続補導におかれる少年の中には、非行を克服するのではなく、かえって問題を深刻化する事例も珍しくない。犯罪ではない行為について、警察による早期発見・早期措置は慎重にされなければならない。

との御意見を頂きました。

(考え方)

深夜はいかい、怠学等の不良行為は、重大な非行の前兆となり得る行為であるため、



実際に罪を犯すなどの行為をする前の早期の段階で立直りを図ることが重要であると考  
えます。

(5) 「児童相談所等における少年非行への対応力の強化」について

○ 少年非行への対応が、非行を起こした少年を押しえついたり切り捨てたりするの  
ではなく、あくまで福祉の視点から対応するのだということを盛り込むべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

福祉の観点から個々の子どもの状況等を鑑みた適切なケアを行うように、一時保護所  
や児童自立支援施設に心理職員の配置等の体制強化や職員の研修を行うなど、御指摘の  
視点を念頭に置いた施策を推進しています。

(6) 「孤立した若者、高齢者等の社会参加の促進」について

○ これ以前の項はすべて非行、不良行為にかかわる少年の孤立を招くことにつな  
がるものであり、「してあげる」方式ではなく、少年の権利を基盤にした提起に書き換  
えるべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

本行動計画に盛り込んでいる少年の健全育成等に関する施策は、孤立化した少年が犯  
罪を犯すこととならないようにするための施策であり、かえって孤立化につながるもの  
とは考えていません。

(7) 「安定的な収入を確保できない者等に対する就労、雇用促進」について

○ 非正規雇用者、派遣社員も対象としているのか。

との御意見を頂きました。

(考え方)

本施策については、非正規雇用者、派遣社員もその対象としています。

(8) 「矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化」につい  
て

- 過剰収容の緩和のみならず、専門性を身に付けた職員の抜本的増員が必要であり、あわせて、専門NGOとの積極的な連携が必要である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

刑事施設においては、これまでも教育学、心理学及び社会学の専門性を身に付けた職員を増員してきたところであり、今後も、改善指導の実施体制の充実・強化を図るための人的体制の充実に努めてまいります。また、改善指導の実施に当たっては、薬物やアルコール依存の問題に取り組む民間自助団体等の協力を得て実施しています。一方、少年鑑別所・少年院においても、専門性を有する職員を増員してきたところであり、被害者団体等民間の専門家の協力を得て矯正教育等を実施しています。矯正施設においては、今後も引き続き、外部の専門家等との連携を図ってまいります。

(9) 「刑務所出所者等の定住、確実な身元引受け等の推進」について

- 作業の賃金化及び受刑者への社会保険制度の適用を可能とするため、現行の作業報奨金制度の抜本的見直しを図るべきである。また、自立更生促進センターの全国展開を強力に推進すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

刑務作業は懲役刑を科せられた者に義務として行わせるものであり、作業報奨金は、労働に対する報酬ではないので、労働に見合う対価にまで引き上げることは適当ではありませんが、改善更生の資金としての意義も有しているため、国民感情等の諸般の事情を考慮しつつ、適正な額となるよう努めてまいります。また、自立更生促進センターの全国展開については、本行動計画の第2-2-⑥において、就業支援センター及び自立更生促進センターにおける取組や効果を検証し、全国的な整備について検討することとしています。

(10) 「福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施」について

- 帰住先がなく直ちに福祉による支援を受けることが困難な者を民間の更生保護施設に受け入れさせることは、現状においてすら過剰な負担を強いられている更生保護施設に更なる負担を強いるものである。福祉による支援を必要とする出所者を第一次的に受け入れる施設は国家が提供することを構想すべきである。また、高齢者

や障害のある受刑者の生活場所が入所施設等に限定されるのではなく、地域で生活するための福祉的支援を行う必要があり、自立更生促進センターの運用は、高齢者や障害のある人の権利擁護の観点から踏まえた適切な専門職が関与する主体が担うべきである。さらに、矯正施設内の処遇プログラムについては、矯正施設に入所している間から、受刑者等の法的トラブルを解決し、成年後見申立が必要な場合があれば、円滑な申立てが可能な手立てを検討すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等については、更生保護施設に福祉スタッフを配置すること等により、その一時的受入れに際して、更生保護施設に負担を強いることのないよう配慮してまいります。一方で、自立更生促進センターについては、保護観察官を24時間365日体制で配置し、専門的な処遇や手厚い就労支援を実施することにより、更生保護施設で受入困難な者を入所させることとしており、高齢者や障害のある人を積極的に受け入れることは想定していません。さらに、現行法上、受刑者等についても、法的トラブル解決に向けた相談等のため弁護士等と外部交通を行ったり、成年後見の申立てを行うことは可能であり、このような相談等のため定められた回数を超えて発信や面会を行う必要がある場合には、各刑事施設において適切な配慮がなされるものと考えています。また、こうした事情について、専門的知識を有する篤志面接委員に相談し、助言を受けるなどの機会も与えられているものと考えています。

(11)「刑務所出所者等の就労先の確保」及び「入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施」について

○ 非正規・不安定雇用が拡大し社会問題化する中で、出所者がこうした雇用の供給源となり、かえって自立が困難となることを避けるため、安定した就労先の確保が必要である。また、職業訓練等は、受刑者本人の希望を参酌しつつ、訓練等を必要とする者すべてを対象とすべきであることから、必要な人員は断固として確保すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

今後とも、刑務所出所者等の安定した就労先の確保に努めるとともに、雇用情勢を踏まえ、受刑者の希望を考慮しつつ、社会復帰につながるような職業訓練の充実に努めてまいります。

(12) 「自立更生のための各種施策の推進」について

○ こうした施策の推進は望ましいことであり、自立更生促進センターの全国化を軸に行うため、必要な広報啓発活動を積極的に推進すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

自立更生促進センターにおける処遇に対する理解を深めるため、更なる広報啓発活動に努めてまいります。

(13) 「刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進するための枠組みの設置」について

○ 早急に設置すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

御意見を踏まえ、できる限り早期の枠組みの設置に努めてまいります。

(14) 「保護観察における処遇の充実強化」について

○ 保護観察の充実強化のため、保護観察官の倍増を目指すべきである。また、保護観察はあくまで対象者の改善更生を目的とし、それを通じて再犯防止が図られるべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

保護観察官の増員については、諸般の事情を考慮しつつ、鋭意努力してまいります。また、更生保護法に基づき、保護観察対象者の改善更生と再犯防止を一体の目的として、保護観察の適正な実施に努めてまいります。

(15) 「再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討」について

○ 社会奉仕命令や刑の一部執行猶予制度は、積極的に検討されるべきであるが、GPS発信装置の利用については、人権上大きな問題があり、導入すべきでない。  
○ 児童ポルノ法違反により冤罪となった者にGPSを装着させるのであれば、社会復帰は二度とできなくなる。

○ GPSを既に導入している国における効果の検証もしないのは怠慢である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

今後の施策の検討に当たって、貴重な御意見として参考にさせていただきます。

(16) 「効果的な出所者情報の共有」について

○ 刑に服して一市民として社会に復帰しようとする出所者の情報の共有については、極めて慎重な配慮が必要であり、検証過程についての情報は国民に知らされるべきである。また、防犯効果だけでなく、情報提供が出所者の更生やプライバシー権に与える悪影響についても検証した上で、その適否を慎重に判断すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

出所者情報の共有については、出所者の更生やプライバシーとの関係についても十分に考慮した上で行ってまいります。

4 「第3 国際化への対応」について

- テロリストを含む国外犯罪者の大量流入と人身売買の横行を促すことになる国籍法改正を見直すべき。
- 国籍で犯罪を犯すわけではないのに、外国人犯罪対策に関する項目を盛り込むこと自体、外国人を犯罪者予備軍と見る風潮を強化することとなり、これらの項目は削除すべきである。
- 治安悪化の要因は外国人であり、外国人にターゲットを絞るべきである。また、メディアが外国人犯罪者を過剰に擁護する姿勢は厳しく制限すべきである。外国人犯罪の特徴について、周知徹底を図るべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

平成20年12月5日に成立した改正国籍法は、最高裁判所の違憲判決を受け、日本人の父から認知された20歳未満の子は、父母が婚姻していなくても届出によって日本国籍を取得できるようにするとともに、虚偽の届出には罰則規定を新設したものです。施行後は適正な運用に努めてまいります。

また、治安悪化については、必ずしも外国人犯罪だけがその要因ではなく、多角的な

観点から対策等を検討する必要がありますが、国際化の進展による外国人の日本への入国者数が増加するのに伴い、外国人犯罪対策の重要性は増してきています。なお、外国人犯罪の特徴については、「来日外国人犯罪の検挙状況」等を公表し広く示しています。

(1) 「新たな在留管理制度の創設」、「不法滞在者等の排除のための新たな在留管理制度の効果的な運用」及び「不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備」について

○ 外国人のプライバシー権ないし自己情報コントロール権の保障及び外国人に対する差別的取扱の禁止の趣旨から、取得する情報は必要最小限のものにとどめ、その管理・利用についても厳格な規制を行うべきである。したがって、IC在留カードを発行してその常時携帯を義務化すること、勤務先や学校等に外国人の受入れに関する報告義務を課すこと、これらの出入国情報や在留情報、警察庁・外務省その他関係機関から提供される外国人の情報を集中的かつ一元的に管理して情報を相互に利用することを可能とする制度の構築には反対である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

「新たな在留管理制度」については、政府の犯罪対策閣僚会議の下に設置された外国人の在留管理に関するワーキングチームにおける検討や、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会が平成20年3月26日に法務大臣に提出した報告書「新たな在留管理制度に関する提言」を踏まえ、外国人の公正な在留管理を行うため、法務大臣が必要な情報を一元的、正確かつ継続的に把握する制度を構築するものであり、上記提言では、「一定年齢以上の者に在留カードの常時携帯義務及び提示義務を課す」とされています。これらの指摘を踏まえ、不法入国者や不法残留者が多数存在する等の我が国の現状においては、外国人が合法的な在留者であるか否か等を確認し、その居住関係及び身分関係を即時的に把握するためには、在留カードの常時携帯を義務付ける制度は、合理的かつ必要なものと考えられます。また、提言では、「外国人の所属機関から当該外国人に関する情報の提供を受け、外国人が法務大臣に届け出た情報と照合するなどして、外国人の在留情報を正確に把握できるようにする」こととされています。

以上の点については、法務大臣が把握する外国人の在留状況に係る情報の正確性を向上させ、把握した正確な情報を出入国管理行政に有効に活用して国民の信頼を高め、同時に、適法に在留する外国人がより安定的に我が国で活動しやすくするための諸方策を講じたり、市区町村が整備する外国人台帳制度の正確性を確保し充実した外国人住民に対する行政サービスを行っていく上で必要なものであると考えています。なお、もとより在留カードの記載事項や所属機関の報告義務の対象については、外国人や所属機関の

負担などをも考慮して必要かつ合理的な範囲のものとすることを考えています。

(2) 「新たな在留管理制度の創設」について

- 偽装結婚等を問題視するのであれば、治安悪化や国防を脅かす危険性、人身売買や児童買春の温床にもなる危険性をはらむ国籍法改正案について、時間をかけて議論すべきである。偽装認知やそれに伴う人身売買のリスクを軽減するため、科学的検査の義務化と罰則の強化を加えるべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

平成 20 年 12 月 5 日に成立した改正国籍法は、最高裁判所の違憲判決を受け、日本人父から認知された 20 歳未満の子は、父母が婚姻していなくても届出によって日本国籍を取得できるようにするとともに、虚偽の届出には罰則規定を新設したものです。施行後は適正な運用に努めてまいります。

(3) 「入国・在留審査等に際しての日本語能力の考慮」について

- 定住等の長期的な在留を想定した在留資格を取得して、既に日本に在留している外国人の在留期間の更新などに当たって、日本語能力を考慮することに反対である。多くの外国人は十分な日本語能力の取得が困難な条件下にあり、このような者の在留審査に日本語能力を考慮することは、生活の本拠を奪うことになりかねない。

との御意見を頂きました。

(考え方)

入国・在留審査等に際して日本語能力を考慮することについては、日本語能力が新たな規制とならないよう留意しつつ、積極的な考慮要素とすることができないかという観点から検討しています。

(4) 「不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化」について

- 入管法第 65 条について、婦人相談所その他被害者保護を目的とする機関においては、退去強制がないよう留意すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

家庭内暴力被害者等については、入国管理局は警察、婦人相談所等関係機関と連携・協力し、その保護を含め、事案に応じ適切に対応することとしています。

(5) 「不法滞在者等の排除のための新たな在留管理制度の効果的な運用」について

○ 不法滞在者が治安悪化の温床となっているという統計的な裏付けはなく、むしろ、非正規滞在労働者の人権保障システムを構築することが重要である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

警察庁作成の資料によると、来日外国人犯罪総検挙人員等に占める不法滞在者の割合は依然として高い数値を示していることから、新たな在留管理制度の構築に伴い、外国人の在留実態を確実かつ迅速に把握し、その情報を活用して、不法滞在者の更なる削減に努めることとしています。なお、我が国で不法に就労する者に対しても、厳格な対応を行っていますが、賃金不払い等労働法規上の問題が発生した場合には、関係機関に通報するなどし、労働者の人権にも配慮した措置を執ることとしています。

(6) 「適法に在留する外国人の出入国・在留手続に係る利便性の向上」について

○ 現行で十分簡便である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会が平成 20 年 3 月 26 日に法務大臣に提出した提言においては、在留期間の上限の伸長、再入国許可制度の見直し、取次申請手続の簡素化を行うこととされており、これらの施策は、新たな在留管理制度によって、外国人の在留状況が正確に把握でき、的確な在留管理を行うことが可能となること等から、外国人が生活しやすい温かい環境を醸成し、共生社会の実現を目指す上で必要であると考えています。

(7) 「地域における多文化共生の推進」について

○ すべての外国人に日本人と等しく教育を受ける権利等が国際人権条約等によって保障されていることなどを念頭において、外国人に保障される権利が十分に保障されるような制度を構築すべきである。また、日本に在留する外国人に日本語能力を身に付ける機会を保障するとともに、インターナショナルスクール等への公的援助、



人種差別禁止法制の整備などが必要である。

等の御意見を頂きました。

(考え方)

今後の施策の検討に当たって、貴重な御意見として参考にさせていただきます。なお、外国人が円滑に日本社会の一員として生活できるように、日本語教室の開設等地域の日本語教育に対する支援については、既に行っているところであり、引き続き、その充実を図ってまいります。また、各種学校に認可された外国人学校については、地方自治体から補助を受けているものです。

(8) 「外国人支援施策の検討のための枠組みの設置」について

- 国や地方自治体が主体となってこれらの施策を実施するための体制を早期に構築することを明確にすべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

本行動計画の策定後、外国人支援施策の検討のための枠組み構築を検討してまいります。

(9) 「外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進」及び「外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化」について

- 外国人やその集住するコミュニティをくくり出し、その全体を犯罪やテロのおそれのあるグループとして監視の対象とすることは、外国人のプライバシー権を侵害し、また、差別を助長し、社会集団の分裂を招いて社会を不安定化させる原因ともなりかねないことから、反対である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

外国人集住コミュニティが期せずして犯罪組織、テロリスト等の資金調達、潜伏等の活動に悪用されるおそれなどがあることから、これを防止するために、コミュニティと地方公共団体及び警察との連携を強化し、コミュニティの側から、不審動向等に関する情報が寄せられるような関係を構築していくというのが本項目の趣旨です。また、この種の連携強化は対話の促進等によって進められるものであり、外国人集住コミュニティを「監視の対象とする」わけではありません。以上のことから、かかる取組みが、御懸

念のような「外国人のプライバシー権を侵害し、また、差別を助長し、社会集団の分裂を招いて社会を不安定化させる原因」とはならないものと考えます。

(10) 「外国人犯罪に対する厳正な処分の推進」について

○ 日本に不利益となるような事件を防ぐためにも、厳罰化は必要である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

法執行機関としては、犯罪として処罰すべき案件があれば、法と証拠に基づき厳正に対処するものと承知しています。

(11) 「人身取引対策の推進」について

○ 国籍法が改悪されると、日本人としての親子関係ができてしまうことから、慎重に審議すべき。

との御意見を頂きました。

(考え方)

改正国籍法は日本人との親子関係がある方を届出の対象としており、御懸念には及びません。

(12) 「国際組織犯罪に対する捜査体制の整備」について

○ プライバシー権ないし自己情報コントロール権の保障の観点から、情報交換や情報共有は必要最低限のものにとどめるべきことを明記すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

外国関係機関との個別協議等における情報交換等を法令の範囲内で適正に行うことが当然の前提とされています。

(13) 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に向けた法整備」について

○ 条約の批准自体には賛成であるが、政府の提案している条約刑法とりわけ共謀罪規定の新設は必要ない。我が国の刑法・特別法上の予備罪、共謀・陰謀罪、組織犯

罪処罰法その他の特別法規を総合すれば、組織犯罪集団の関与する重大な犯罪について、未遂に至るよりも前の段階で処罰可能とする法制度は既に広く整備されており、条約刑法とりわけ共謀罪の新設を待つことなく、条約の批准は可能である。

- プライバシーの侵害・通信の秘密の侵害・内心の自由の侵害等警察権力の拡大による国民の自由を強く縛る法整備について、国民全体への周知徹底が図られることなく実行すべきではない。
- 現体制は、犯罪組織の認定に対して極めて恣意的な判断がなされており、国民の完全な安全を確保し得ない体制で、上記の法を施行することは深刻な人権侵害が行われる懸念がある。
- 共謀罪法案を成立させることが目的なのであろう。

等の御意見を頂きました。

(考え方)

国際組織犯罪防止条約第5条は、犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪として、すべての重大な犯罪の共謀又は組織的な犯罪集団の活動への参加の少なくとも一方を犯罪化することを義務付けているが、我が国の現行法は、同条の義務を満たしていないことから、現行法のままでは条約を締結することはできないと考えます。

また、本法整備は、国際組織犯罪防止条約やサイバー犯罪条約を締結し、国際社会と協調して組織犯罪と戦うとともに、近時問題となっているコンピュータ・ウィルスの作成等のサイバー犯罪などに適切に対処するために必要なものです。国民の自由を不当に侵害するものではないと考えていますが、国民の方々に法案の内容を正確に御理解いただくことは、極めて重要なことであると考えており、今後とも、この点についての広報に努めてまいります。なお、組織的な犯罪の共謀罪の要件は極めて厳格に規定されている上、これを満たすか否かは、厳格な訴訟手続の下で、中立的な立場にある裁判所が適切に判断することから、御懸念には及ばないものと考えます。

(14)「国際的な枠組みへの継続的参加」について

- 国際的な枠組みへの継続的な参加等に当たっては、民主主義的な合意形成の実現の観点から、国会やNGOなどに対してその情報が公開され、NGOその他が意思形成の過程に参加し得るように、その機会を保障すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

NGOを始めとする市民社会との対話は重要なものであると認識しており、個別の国際的枠組みの目的や性質等を考慮しつつ、ご意見の趣旨を踏まえて適切に対処してまい

りたいと考えています。

5 「第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策」について

(1) 「暴力団対策等」について

- ⑦として、「前記①から⑥までの対策をより推進するために、各弁護士会及び都道府県暴力追放運動推進センターとの連携をさらに強化する。」という一文を入れるべきである。
- 暴力団は常習的犯罪者集団として、その存在自体が許容できない組織であるとの認識を明記すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

御指摘の趣旨を踏まえ、必要に応じて修文することとさせていただきます。

- 暴力団対策を専門とし捜査権限を有する全国組織の警察機関を創設すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

御指摘のような機関の創設については、国と地方で捜査の競合が生じるおそれが高いことなどから、都道府県警察が全面的に警察の事務を遂行し、一定限度で国が関与することとするのが妥当であると考えます。

(2) 「組織犯罪情報の収集、分析の更なる強化と利便性の向上」について

- 基盤整備に関する検討・推進に当たっては、濫用的な情報収集等が行われないようにするため、収集・提供する情報の基準等の詳細について国民に明らかにし、国民的議論を行うべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

組織犯罪情報の収集等については、今後とも引き続き、法令の範囲内で適正に行ってまいります。

○ 暴力団に打撃を与えることだけでなく、暴力団の存在を許さないということを目的にすべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

御指摘の趣旨を踏まえ、暴力団はその存在自体が許容できない組織であるとの認識について、前文に盛り込むこととさせていただきます。

(3) 「暴力団からの資金剥奪の強化」について

○ 単なる犯罪収益に止まらず、広く資金剥奪としていることは、暴力団対策としての資金問題を重視する姿勢の現れとして評価できる。また、証券取引等監視委員会や税務当局等関係機関との連携強化や情報交換について明記したことも評価できる。

との御意見を頂きました。

(考え方)

御期待に沿えるように、鋭意努力してまいります。

(4) 「暴力団及び周辺者の経済活動からの排除」について

○ 経済活動からの排除について多角的な行動を明記していることは評価できるが、こうした民間における行動の促進のためには日弁連あるいは各地弁護士会の民暴委員会との連携が不可欠である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

御意見を踏まえ、修文することとさせていただきます。

○ 政府が企業に対して、どのような援助を行うのか、具体的に記載すべきである。また、企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針や今回の計画にあわせて、警察庁の情報提供についての考え方も見直しを行うべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

反社会的勢力の排除については企業が主体的に行う必要があると考えていますが、個

別具体の事案に応じて適切に援助を行ってまいります。また、警察は、保有する暴力団情報について厳格に管理する責任を負っているところ、それを上回る公益性が認められた場合にのみ暴力団情報を部外に提供することができると考えており、今後ともその考え方に基づき適切に情報が提供されるよう努めてまいります。

(5) 「暴力団に対する厳正な刑事処分の推進」について

- 積極的な姿勢は評価できるが、暴力団の代表者等の民事責任の追及については、各地弁護士会の民暴委員会等との連携が必要である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

御意見を踏まえ、修文することとさせていただきます。

(6) 「行政対象暴力対策の強化」について

- 具体的方策に関する記載が乏しいため、具体的方策を明記すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

御意見を踏まえ、修文することとさせていただきます。

(7) 「マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の推進」について

- マネー・ローンダリング犯罪そのものは、組織犯罪集団の関与する重大犯罪に限定すべきであり、組織犯罪処罰法の処罰範囲を更に拡大する条約刑法には反対である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

国際組織犯罪防止条約第6条は、原則的な形態として、条約上の重大な犯罪を含め、条約の対象となる犯罪については、そのすべてを前提犯罪とすることを義務付けており、特段の理由がない限り、このような原則的な形態によることが最も適当であると考えられます。

- マネー・ローンダリング対策について項を分けて明記したことは、暴力団や犯罪

組織の資金剥奪のための対策としてマネー・ローンダリング対策が極めて重要であるとの認識に立ち、的確に対応するものとして評価できる。

との御意見を頂きました。

(考え方)

御期待に沿えるように、鋭意努力してまいります。

(8) 「犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化」について

- 警察本部長による直接の立入検査は、F A T F 勧告にもない新たな制度であり、特定事業者の事務所に令状なしに立ち入ることを認めるものであり、2007年3月23日付衆議院附帯決議の趣旨を踏まえ、濫用がなされることのないよう監督を徹底されたい。
- 特定事業者への指導監督に当たっては、いわゆる五土業に対する疑わしい取引の届出義務の適用除外を設けた趣旨にかんがみ、慎重に行うことを明記すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

立入検査、報告徴収等の権限の行使について、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第9号）において、特定事業者に対して無用な負担を課することのないよう注意すべきことや、国家公安委員会による意見陳述が行政庁による特定事業者の監督を補完することを旨とするものであることを踏まえ、監督する行政庁と緊密な連携を図るよう努めるべきことを規定したところです。今後とも、これらの規定に基づき、適切に権限が行使されるよう、十分留意してまいります。

(9) 「F I Uの充実・強化」及び「疑わしい取引に関する情報分析能力の強化」について

- 疑わしい取引に関する情報は、重要な個人情報であると同時に、疑わしいという不正確さを大量に含んだ情報が含まれており、これらの情報については、民間の保有する個人情報について認められている開示・訂正も認められない。このような情報の関係省庁間、外国F I Uとの共有は、個人の経済活動や移動の自由に対する理不尽な不都合をもたらす危険性をはらんでおり、保有期間、共有、利用方法について人権侵害を生じないような適切な措置が必要である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

疑わしい取引に関する情報については、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 9 号）において、保管に係る措置、捜査機関等への提供の方法その他必要な事項を規定しているほか、外国 FIU との情報交換枠組みを締結するなど、必要な制度を構築しているところです。今後とも、その取扱いが適正に行われるように、関係機関とも連携しつつ、万全を期してまいります。

(10) 「F A T F 相互審査を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化」について

- 「特定事業者による顧客管理の改善を含め、必要な制度の改正及び運用の見直しを推進する」には、弁護士を含む法律職に対する疑わしい取引の届出制度の導入は含まれないものと理解する。
- F A T F 相互審査を踏まえたマネー・ローンダリング等対策に当たっては、いわゆる五士業の専門性と依頼者への守秘義務等を尊重して検討を行うことを明記し、疑わしい取引の届出義務を導入しないべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

マネー・ローンダリング等対策を強化するために「必要な制度の改正」を推進するに当たっては、弁護士等の疑わしい取引の届出制度の導入も検討の対象となるものと考えます。この点については、マネー・ローンダリング等対策の必要性和、弁護士等と依頼者との関係への影響の両面から引き続き検討してまいります。

(11) 「厳格な銃砲刀剣類行政の推進」について

- 銃刀法改正案は、美術品等の目的で収集したものすら没収、破棄の対象となっており、財産権の保護に抵触するとともに、いたずらに逮捕者を増やすだけである。凶悪犯罪が減少しているにもかかわらず、一つの事件を口実にして、このような規制を行うこと自体危険であり、時間をかけて議論すべきである。

等の御意見を頂きました。

(考え方)

今回の銃刀法改正は、本年 6 月に東京都千代田区で発生した刃物使用による無差別殺人事件を受け、刃渡り 5.5 センチメートル以上 15 センチメートル未満の剣（以下「特定刀剣類」という。）を新たに所持禁止の対象とするものですが、財産権も、絶対無制約な



ものではなく、その内容は公共の福祉に適合するように法律で定めることとされているところ、今回の銃刀法改正も、特定刀剣類に係る財産権の内容を公共の福祉に適合するように改めるものです。当該特定刀剣類の危険性の程度は、美術品的なものと同程度の価値を有するものと廉価なものとの間で何ら変わらないと解されることから、その財産的価値の多寡を問わず特定刀剣類を一律に所持禁止の対象とすることには合理性があると考えます。なお、今回の改正により、特定刀剣類の所持が絶対的に禁止されるわけではなく、所持禁止の除外事由に該当する場合には、適法に所持することが可能です。

さらに、改正銃刀法は、経過措置として、特定刀剣類の所持者でその所持する特定刀剣類の輸出を希望する者等のために施行後6月間の猶予期間を設けているところです。これらを踏まえれば、今回の改正は財産権を保障した憲法第29条に反するものではありません。なお、今回の改正について、国会等においても十分に議論されたところです。

#### (12) 「違法風俗店等に対する取締りの推進」について

- 暴力団が資金源として行うデリバリーヘルス営業については、届出のみで営業ができ、暴力団排除ができないことを利用したものであることから、これを許可制として暴力団排除を可能とすることを検討すべきである。
- 猥褻の基準が曖昧であり、世に出ているもののほとんどがグレーゾーンである。このような状況の中、過度な取締りは国家の衰退につながる。

との御意見を頂きました。

#### (考え方)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が性風俗関連特殊営業について届出制を採用しているのは、これら営業の多くが性を売り物とする実態を有する営業であることにかんがみ、違法行為が行われ易いこの種営業に対して営業許可を与えることは、このような営業を公認したことにもなりかねないためです。したがって、性風俗関連特殊営業について許可制を採用することはできません。警察では、暴力団が関与するものについては重点的に取締りを行っているところ、こうした取締りの推進により暴力団の資金源となる営業を封じることができると考えます。

また、わいせつ性の判断については、最高裁が「①徒に性欲を興奮又は刺激し、②且つ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、③善良な性的道義観念に反するものをいい、この3つの要件については、一般社会における良識、つまり社会通念に従って判断する。」という基本的考え方を示しています。警察では、これに照らしてわいせつ性を的確に判断し、取締りを行っているところです。

#### 6 「第5 安全なサイバー空間の構築」について

- 異常なまでのインターネット規制が行われる可能性が危惧され、法整備を目指すにしても、十分な議論を行うべきである。
- 違法情報と有害情報を同列に扱ってはならない。

等の御意見を頂きました。

(考え方)

今後の施策の検討に当たって、貴重な御意見として参考にさせていただきます。なお、違法情報については、根拠となる法律に基づき、取組を進めてまいります。有害情報については、青少年インターネット環境整備法において、「青少年有害情報」について青少年がインターネットを利用して閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等が規定されているところであり、同法の着実な実施を推進してまいります。

(1) 「インターネット上の有害情報から青少年を守るための対策の推進」について

- 計画において、どのような情報が有害情報となるかの基準について触れるべきでない。また、フィルタリングは表現の自由及び知る権利に直接影響を与えるものであり、フィルタリングのシステムを構築していくに当たっては、フィルタリングされるべき情報の判断に公権力が関与してはならないことが明記されるべきであり、民間の自主的判断と利用者の選択に委ねなければならない。
- フィルタリングは有害とは思えない情報まで有害とされてしまう現状では、フィルタリング導入の推進は時期尚早である。仮にフィルタリングを強制するにしても、高校生以上は親の同意の下でフィルタリングを外せるようにすべきである。

等の御意見を頂きました。

(考え方)

本行動計画は、有害情報の基準について定めるものではありません。青少年インターネット環境整備法では、政府は、フィルタリングの性能向上及び利用の普及のための施策を、民間の自主的かつ主体的な取組を尊重しつつ実施することとされているところです。また、同法は、18歳未満の青少年にフィルタリングを利用させるかについて、保護者の判断に委ねております。なお、フィルタリングソフトウェアの開発事業者及びフィルタリングサービスの提供事業者に対し、閲覧の制限を行う必要がない情報について制限しないようにする努力義務を規定しております。

- 規制の強化は、インターネットの長所を奪うこととなるが、フィルタリングソフトの開発等に政府が補助金を出すことで、日本の技術水準の向上、低価格での提供

にもつながる。

との御意見を頂きました。

(考え方)

青少年インターネット環境整備法において、フィルタリングソフトの技術開発の推進を行うフィルタリング推進機関に対し、政府が必要な支援に努めることと規定されており、同法の着実な実施を推進してまいります。

- 少年犯罪の発生率は低く、何らかの情報が犯罪を誘発するという発想は間違っており、有害情報対策は不要である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

平成 20 年上半期の刑法犯少年の検挙を、同年齢層人口 1,000 人当たりの検挙人員で見ると、少年は成人の約 5 倍となっています。また、心身ともに成長期にあり、環境の影響を受けやすく可塑性に富むという少年の特性にかんがみれば、少年の心身に有害な影響を与える環境を排除する有害情報対策は必要と考えます。

(2) 「違法・有害情報への対応の検討」について

- 安易な法規制は避けるべきである。
- 有害か否かの判断を司法や政府等の公権力が判断することは許されない。

等の御意見を頂きました。

(考え方)

今後の施策の検討に当たって、貴重な御意見として参考にさせていただきます。

(3) 「インターネット・ホットラインセンターの体制強化等の推進」について

- 警察OBや関係者の多い機関に利権を持たせることは捜査権の乱用につながる可能性が大きいため、白紙に戻すべき。
- インターネット・ホットラインセンターについては、支援だけでなく、監視も行うべきである。
- 国民から通報を受け付け、必要な箇所に必要な措置を行うだけの窓口業務のみに限定すべきである。

- 秋葉原事件の際も、休日のため職員は不在、翌日書き込みに気付いても、警視庁に通報しない、このような状況であれば、何のために設置したのかわからない。警察に専用窓口を設けるべきである。
- サイバーパトロールの民間委託については、警察の天下り先となる。刑事罰や行政罰の対象とならないのであれば譲歩できるが、その場合でも、実施主体は一般競争入札によって毎年決定すべきであり、外国企業に任せてはならない。

等の御意見を頂きました。

(考え方)

インターネット・ホットラインセンターの業務は、一般のインターネット利用者からの違法情報、有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報やサイト管理者又はプロバイダ等へ削除依頼を行うことであり、犯罪捜査を行うものではありません（平成 20 年 12 月 9 日現在、受託団体に警察OBは在籍していません。）。また、インターネット・ホットラインセンターの運営は、警察庁の委託事業であり、活動実績は定期的に警察庁へ報告され、また発表されています。なお、警察庁からインターネット・ホットラインセンターに委託している業務は、一般のインターネット利用者からの違法情報、有害情報に関する通報の受け付け、警察への通報、サイト管理者又はプロバイダ等へ削除依頼等であり、緊急の措置を求めるための通報を受け付けることは、含まれておりません。このような通報については、直接警察に 110 番通報していただくようお願いいたします。

サイバーパトロール業務の民間委託を行うに際しては、年度ごとに一般競争入札によって受託事業者を決定しています。

- 違法・有害情報の効率的な選別を志向しているが、これらの選別は表現の自由・知る権利への著しい制約につながりうるものであり、いかなる情報をもって違法ないし有害と評価するかということ自体、慎重に判断されるべきである。事前に開かれた議論がなされるべきであり、政府においてその基準を作成すべきではない。また、フィルタリング利用推進のための自主的な取組の支援の方法・態様によって、フィルタリングの内容に間接的な影響を与えることがあってはならない。
- 外国サーバに保存すれば統制が利かず、情報管理は不可能であり、このような対策には反対する。
- 検閲と受け取られかねない公権力の介入は最小限とすべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

政府において有害情報の基準を作成することを企図するものではなく、青少年インターネット環境整備法では、政府は民間の自主的かつ主体的な取組を尊重することとされ

ており、これを踏まえた取組を進めてまいります。また、国内の違法・有害情報への対策とともに、国際連携の在り方についても検討してまいります。

(4) 「携帯電話の適切な利用のための環境整備の推進」について

- 携帯電話事業者等の取組への支援を通じて政府が有害情報の基準に影響を与えることがないようにすべきである。
- ネット接続規制が妥当と考えるが、フィルタリングで対応するのであれば、ブラックリスト方式ではなく、ホワイトリスト方式とすべき。民間事業者による有害認定は、国民の表現の自由に対する一種の妨害であり、フィルタリングの親への周知を図るべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

青少年インターネット環境整備法は、政府は民間の自主的かつ主体的な取組を尊重することとされており、18歳未満の青少年にフィルタリングを利用させるかについて、保護者の判断に委ねております。また、フィルタリングの周知啓発を含め、青少年がインターネットを適切に活用できる能力を習得できるような施策についても取組を進めてまいります。

- 学校への携帯電話の持込みを禁止すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化を行うよう各都道府県・政令指定都市に周知を図っているところです（「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について」平成20年7月25日付け初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）。なお、通知の中で、携帯電話の取扱いに関する指針例として、小中学校において、学校への持込みを原則禁止することを挙げています。

(5) 「違法・有害情報に関する紛争解決手続の在り方についての調査・検討」について

- 紛争の類型化等の調査・検討については、政府が有害情報の基準を作成することにつながりかねないので、慎重に対応すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

今後の施策の検討に当たって、貴重な御意見として参考にさせていただきます。

(6)「違法・有害情報検出方法及びフィルタリングソフトの高度化及び普及促進」について

- 検索の際のキーワードや分類・格付け基準の提示を通じて政府が有害情報の基準を作ることにならないよう留意すべきである。
- 政府が恣意的な介入を通じて表現の自由を侵すものであるとともに、デジタル文化の萎縮とデジタル産業の縮小をもたらすこととなる。また、違法でないサイトまで閲覧できなくなる技術的な問題もあり、政府主導による民間企業への業務妨害を引き起こしかねない。
- 一方的な除外・削除が行われることのないよう徹底すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

総務省において開催している「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」最終取りまとめ(案)(本年11月27日から12月17日まで意見募集中)の中で、公的機関における技術開発支援の在り方として、「違法・有害情報の検出技術開発支援を行うに当たっては、インターネット上の表現の自由と民間事業者の自主的な取組に最大限配慮し、国が違法・有害情報の定義を行うことのないよう十分な留意が必要である。研究開発の成果についても、その利用についてはあくまで民間事業者の自由な選択によるべきであり、国がその利用を義務づけるようなこと等があってはならない。」としているところであり、本取りまとめの結果を尊重し対応してまいります。

(7)「官民連携によるサイバー犯罪の防止と徹底検挙」について

- 民間を犯罪防止のために動員することは、市民を犯罪予防のために利用するという点で、ゲートキーパー規制と同じ方向性を持っており、問題である。また、インターネットカフェの利用について、何らかの法規制が想定されていると考えられるが、法規制まで必要か否かについては慎重な議論が必要である。
- 2ちゃんねるこそ、国家クーデターに対抗する唯一の手段であり、サイバー犯罪は振り込め詐欺や物品販売詐欺等に限定すべきである。言論弾圧に用いてはならない。

との御意見を頂きました。

(考え方)

サイバー犯罪の防止に向けた官民連携の強化は、民間の任意の協力を前提にした施策であり、御懸念には及びません。また、犯罪の取締りは法令に基づき適正に行われているものと考えます。

(8) 「サイバー犯罪に関する条約の締結に向けた法整備等の推進」について

- サイバー犯罪条約は、人権保障の観点から、国民のプライバシーや通信の秘密に対する重大な制約となる危険性が大きく、その影響は極めて重大である。この法整備については、共謀罪の新設を含んでおり、国会において十分な審議がなされるべきであり、「早期に」という点をことさらに強調すべきではない。法整備については、削除ないし修正がなされるべきであり、サイバー犯罪条約の締結については、必要な条件の付加や留保を付した上でなされるべきである。
- 共謀罪の創設、プライバシーや通信の秘密に関する問題であり、信条や表現の自由等を奪うことにもなりかねないことから、条約を締結すべきではない。

等の御意見を頂きました。

(考え方)

本法整備は、国際組織犯罪防止条約やサイバー犯罪条約を締結し、国際社会と協調して組織犯罪と戦うとともに、近時問題となっているコンピュータ・ウィルスの作成等のサイバー犯罪などに適切に対処するために必要なものであり、重要な意義を有することから、国会において十分御審議の上、速やかに成立させていただけるよう努力していきたいと考えています。また、組織的な犯罪の共謀罪は、2人以上の者が重大かつ組織的な犯罪を実行することについて、具体的かつ現実的な合意をした場合に限りて成立するものであり、思想・信条の自由等を侵害するものではありません。

(9) 「情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発活動の推進」について

- 「コンピュータやインターネットを利用する一般利用者等がIT社会を構成する一員としての責任を自覚し」とあるが、犯罪対策において、ITの利用者である市民の「責任」を強調することは、市民に重い負担を負わせる議論であり、適切ではないことから、削除すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

サイバー犯罪による被害防止方策について考える上で、利用者等の自己防衛意識を向

上させることは重要な方策の一つであり、御懸念のような、市民に重い負担を負わせるという趣旨ではありません。

## 7 「第6 テロの脅威等への対処」について

○ 軍備増強等を背景にして加えられたもののように感じられ、国家戦略を犯罪対策と同列とするのは問題である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

本項目は、依然として厳しいテロ情勢を踏まえ、犯罪対策の一環として、当面措置すべきテロ対策を盛り込んだものです。

### (1) 「テロに強い社会の構築」について

○ テロや犯罪の防止のためであるとして進める施策についても、基本的人権の尊重と自由の保障が劣位なもの、副次的なものとして扱われたり、精神的自由などが萎縮させられたりしないように構想され、取り組まれるべきであるとの見地が必要である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

国や地方公共団体が行政権を行使するに当たっては、国民の基本的人権が尊重されるべきことは当然であるところ、テロ対策に係る施策の推進においても、同様であるものと考えます。

### (2) 「国際社会におけるテロ対策協力・支援の強化」について

○ 共謀罪を想定しているのであれば、同法を批准せずとも国際条約の批准は可能であり、内心の自由に踏み込む同法の実施については反対する。

との御意見を頂きました。

(考え方)

国際組織犯罪防止条約第5条は、犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪として、すべての重大な犯罪の共謀又は組織的な犯罪集団の活動への参加の少なくとも一方を犯罪化することを義務付けていますが、我が国の現行法は、同条の義務を満たし



ていないことから、現行法のままでは条約を締結することはできないと考えています。他方、組織的な犯罪の共謀罪は、2人以上の者が重大かつ組織的な犯罪を実行することについて、具体的かつ現実的な合意をした場合に限って成立するものであり、思想・信条の自由等を侵害するものではありません。

(3) 「事前報告情報等の効果的活用・資機材の整備等」について

○ 外国人の入国時に個人識別情報の提供を義務付ける制度については、プライバシー権ないし自己情報コントロール権の制約にあたるものであるから、テロや犯罪防止などとの関係でその必要性や効果の有無、より制限的でない方法の有無など、その採否を含めて慎重に検討すべきであり、仮に導入するにしても、指紋情報提供の義務化は、憲法第13条や品位を傷付ける取扱いの禁止に抵触するものであるため採用すべきではない。また、特別永住者だけでなく、既に入国審査を経て在留資格を取得して在留している外国人が再入国する際にも、情報提供すべき対象から除外すべきであり、2006年5月に行われた入管法改正は見直しがなされるべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

2006年5月の入管法改正は、出入国の公正な管理を図り、ひいては国民の生命と安全を守るための「テロの未然防止策」を主たる目的とし、「不法滞在者対策」及び「外国人犯罪対策」を二次的な目的として、外国人の上陸審査時に指紋等の個人識別情報の提供を義務付けるものであり、その立法目的には十分な合理性があり、かつ、必要性も肯定することができるものと考えます。また、個人識別情報の提供義務については、①危険性の程度が低いこと、②配慮の必要性の程度が高いことの二つを基準として、一定の外国人について免除することとしております。御指摘の「既に入国審査を経て在留資格を取得している外国人」(特別永住者等を除く。)については、このような基準に照らし、一律に義務を免除することは相当でないと考えています。

(4) 「テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化」について

○ 情報関係省庁間の緊密な連携及び諸外国治安情報機関との情報交換の拡大等を行う制度の構築に当たっては、自己情報コントロール権尊重の見地から、個人情報の統合・利用は、必要最低限のものに厳格に限定されるべきであり、警察等が市民の生活や思想を監視するために情報を利用しない制度とすべきである。また、国及び地方自治体等による個人情報の取得、保管、利用に対する調査、是正命令等を行う

権限を持つ、政府から独立した機関を設立することを建議すべきである。さらに、旅館・ホテル業者による外国人宿泊客の本人確認を実施するに当たっては、その目的・要件などを法律で定めるべきであり、民間事業者に任意の情報提供を求め得るのは捜査上の必要性がある場合に限られ、プライバシー権保障の観点からも安易な情報提供を認めるべきでない。なお、外国人のプライバシー権ないし自己情報コントロール権の保護の必要性から、旅券の写しを旅館業者に保管させたり、外国人宿泊客から取得したすべての情報の警察等への提供を義務付けるなどの取扱いをしないものとするべきである。

との御意見を頂きました。

#### (考え方)

個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき、各行政機関等が責任を持って、その厳格かつ適切な利用、管理等に努めているところであり、情報収集・分析機能の強化に当たっても、この点にいささかも変わりはありません。また、旅館業者が宿泊者名簿に記載すべき事項は、旅館業法及び同法施行規則に定められています。テロの未然防止や捜査の必要から得られた個人情報の管理等には万全を期することとしています。

#### (5) 「カウンターインテリジェンス機能の強化」について

- 自衛隊の情報保全部署による情報公開請求者リストの作成、市民による言論活動の監視等行き過ぎた情報収集活動も見受けられ、このような行き過ぎがないようにするとともに、カウンターインテリジェンス機能の強調が情報公開範囲の縮小につながらないよう留意すべきである。

との御意見を頂きました。

#### (考え方)

情報活動が適正に行われるべきものであることは当然のことです。また、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」は、現行法制の下、外国の情報機関による情報収集活動から我が国の重要な情報を守るべくとりまとめたものであり、国民の基本的権利が尊重されるべきことは言うまでもありません。

#### (6) 「交通機関のテロ対策の推進」について

- 交通機関における監視カメラの設置については、市民のプライバシー権よりも設置の必要性が上回る場合にのみ許されると解すべきであり、安易な要請は行うべ

きでない。

との御意見を頂きました。

(考え方)

監視カメラについては、施設管理及び利用者の安全確保の観点から、従来より事業者の判断により設置されているところです。米国の同時多発テロ事件の発生以降、海外においては交通機関を対象としたテロ事件が多数発生しており、国内のテロ対策も国民の安全を確保する上で喫緊の課題となっており、監視カメラの設置はテロ対策としても有効であることから、事業者に対し要請等を行っております。御指摘のとおり、監視カメラについては、プライバシー権の問題が含まれていることから、その設置に当たっては「テロから人々を守る」、ということと、「人々のプライバシーや肖像権を守る」、という共に大切な法益である両者のバランスを取ることが大切と考えております。

(7)「海賊対策の強化」について

- 現状において、自衛隊はあらゆる法で縛られており、護衛任務においても咄嗟の対応はできないことから、無駄に人命を危険にさらすのではないかと。それよりも竹島を取り返すこと等を優先すべきである。
- 専守防衛を旨とする自衛隊を正当防衛の名の下に、海賊掃討作戦に参加させるのではなく、憲法等の観点から、より穏当な対策を現行法の下行うべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

現時点では、海賊行為の取締りのための措置として、自衛隊がいかなる対応をとるべきかについて一定の結論が出ているわけではありませんが、政府全体としての海賊対策のあり方、自衛隊派遣の根拠や武器使用権限といった法的側面、部隊運用上の課題等について具体的な検討を進めてまいります。

(8)「北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応」について

- 犯罪対策との関係が不明であり、削除すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

北朝鮮による日本人拉致容疑事案については、重大な人権侵害であり、総合的な犯罪対策を実施する上で、重要な施策と考えています。

8 「治安再生のための基盤整備」について

○ 治安再生のための最重要施策は、第2-1の③⑧⑨⑩、第2-2の②③④⑤⑥⑦⑧であり、その具体化に向けて、国家予算を大幅に投入すべきであり、社会保障制度の抜本的拡充と、困難な状態に置かれている人に対する個別・具体的な支援、様々な差別を撤廃して社会の多様性や寛容性を確保し、すべての人々が共生することができる社会を実現することこそが、治安再生の最大の基盤であるという視点を再度明確に記載すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

今後の施策の検討に当たって、貴重な御意見として参考にさせていただきます。

(1) 「地方警察官等の増員」及び「治安関係職員の増員」について

○ 警察権限の拡大を無制約に拡大するのではなく、民事上の法律関係への不干渉、警察権の行使によって保護する利益が侵害される権利又は自由とのバランスを保っているかなどの見地から、警察権限の限界を画し、これに応じた対応をすべきである。また、警察官の増員よりも、矯正・保護関係職員や裁判官・裁判所職員の増員こそ重要である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

警察では、「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持する」という警察法第1条の目的に沿って職務に当たっています。また、厳しい治安情勢に的確に対応するためには、警察官の増員は必要であると考えています。なお、法務省では、受刑者等の再犯防止に向けた矯正処遇及び更生保護の充実を図るためには、矯正・保護関係職員の増員は必要であると考えています。

(2) 「保護司活動の基盤整備」について

○ 対象者の改善更生を助け、社会の一員として迎え入れることが、より良い社会のために不可欠であることを積極的に広報するとともに、保護司有給制の導入を改めて検討すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

御指摘を踏まえ、保護司活動について積極的に広報し、一層の理解の促進に努めてまいります。また、保護司法の規定により、保護司には給与を支給しないこととなっておりますが、予算の範囲内で、職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を実費弁償金として受けることができることとなっております。保護司の有給制については、保護司に給与を支給すべきであるとの御意見もいただいている一方、保護司は社会奉仕の精神をもって、犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、人間愛に基づいて保護観察対象者の処遇に当たっておられ、無報酬であることが処遇上も有効であるとの意見も多数あります。したがって、この問題については、保護司の方々の御意見をいただくなどして、引き続き、検討を深めてまいります。

(3) 「現場執行力の強化に向けた教育の推進」について

○ 現場においていかに人権に配慮すべきかについても教育すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

人権に配慮した警察活動に関する教育についても、引き続き推進してまいります。

(4) 「関係機関間における人事交流の促進」について

○ 関係諸機関の範囲が定かではないが、少なくとも矯正職員を他の治安機関職員と人事交流させるべきでない。他方、矯正と保護との人事交流は積極的に図るべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

矯正施設に勤務する職員については、「行刑改革会議提言」等を踏まえ、広い視野を育むなどの目的で、更生保護官署を含めさまざまな官署と人事交流を促進し、質的向上を図ってまいります。なお、「矯正と保護との人事交流は積極的に図るべきである。」との御指摘に関しては、鋭意努力してまいります。

(5) 「留置施設の整備と留置業務の効率化の推進」について

○ 過剰収容緩和のためには、拘置所の増設、あるいは、不必要な勾留を減らす措置

を最優先の課題とすべきであり、留置施設の増設を行うべきではない。当面の措置として、既存の大規模留置施設を拘置所に転換するための努力を行うとともに、保護室が整備されていない施設について、保護室を整備すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

留置施設の過剰収容は、被留置者の処遇環境を悪化させるおそれなどがあることから、警察では、警察署の新築・増改築時に十分な規模の留置施設を整備するとともに、被留置者を留置する専用施設の建設を推進し、収容力の確保を図ることが必要であると考えています。また、既存の大規模留置施設を拘置所に転換することについては、当該施設の所管を都道府県から法務省に移す必要がありますが、人的体制の問題や予算上の問題が生じるものと考えられ、これらの問題を克服することは、現実には困難であると思われれます。なお、保護室については、御指摘のとおり、その整備を図ることとしており、本行動計画にもその旨記載しています。

(6)「治安関係施設等の整備」について

○ 取調べ室の改修に当たっては、取調べ全過程の録画を行う機材を備え、弁護人の立会いを可能とするスペースを確保すべきである。また、更生保護施設の人的物的基盤の強化に当たっては、抜本的な予算増を求める。ただし、運営主体の参入促進に当たっては、更生保護を担う事業者という観点から慎重な検討が必要であり、あくまで自立更生促進センターの全国化という基本的方向を見失うべきではない。

との御意見を頂きました。

(考え方)

警察では、取調べの全過程を録音・録画すること及び取調べにおける弁護人の立会いを義務付けることについては、事件の真相解明に重要な役割を担っている取調べの機能が大きく阻害され、事案の真相解明を困難にし、犯罪の検挙活動に支障を来すことから適当ではないと考えます。また、検察庁の取調べ室においても、御指摘のスペースを確保することは考えていません。更生保護施設の人的・物的基盤については、引き続きこれらの強化に努めるとともに、適切な運営主体の事業参入を促進できるよう方策の検討を行ってまいります。なお、自立更生促進センターについては、第2-2-⑥において、就業支援センター及び自立更生促進センターにおける取組や効果を検証し、全国的な整備について検討することとしています。

(7)「警察の情報基盤の強化」について

- 警察は捜査に関係しない情報、捜査に係る情報、捜査終了後の情報についても情報公開に対して極めて消極的である。警察の活動が国民の権利に大きな影響を与えるところからすると、いたずらに情報の機密性を強調するのではなく、現に捜査中の捜査に関連する情報等を除き、積極的に情報公開を行うべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

対象となる行政文書の開示・不開示の判断及び適用除外の判断については、情報公開法に基づき適正に行っています。公開・非公開の判断に当たっては、現に捜査中でない場合であっても、個人のプライバシー等様々な事情を考慮すべきと考えます。また、今後とも、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）等関係法令に基づき、適切に対応していくこととしています。

(8) 「各種調査研究等の実施」について

- 科学的・疫学的・統計学的な国会図書館等に存在するすべての書物等を網羅してこそ初めて意味がある。
- 犯罪者の改善更生に資する方策の調査研究に対しても海外調査を含め積極的に行うべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

調査研究を実施するに当たっては、定められた予算の中で、最大限の効果があがるような調査研究とするため、基礎的な資料の収集・整理を行った上で実施してまいります。また、犯罪者の改善更生に資する方策の調査研究については、これまでも実施しているところですが、御指摘を踏まえ、今後とも積極的に実施してまいります。

(9) 「犯罪の痕跡の確実な記録と迅速かつ的確な犯罪捜査への協力確保」について

- 店舗内などの防犯カメラ等の設置方法、そこで取得した映像の警察等への提供の方法、保管期間などについても、その防犯上の効果や必要性についての実証的な検討も行いながら適切な法的規制を行うことをより具体的に記載すべきである。防犯カメラ映像等はそれぞれの事業者の私的な目的のために保存されているものであり、捜査等の観点から保存期間の延長を要請することは、それらの個人情報の目的外利用につながるものであり、プライバシー権保護や通信の秘密の観点から望まし

くない。また、自動販売機への防犯カメラの設置については、自動販売機に対する犯罪対策として設置されるのであれば別論として、公道や公園などの公共の場所を撮影するものであるならば、プライバシー権の侵害とならないよう、その防犯上の効果や必要性についての実証的な検討も行いながら適切な法的規制を行うべきである。捜査関係事項照会等は捜査のために必要がある場合にのみなし得るものであり、照会を受けた事業者としてはプライバシー等との衡量の上、情報提供するかどうか決しなくてはならず、照会等に当たっては、書面により具体的に捜査上の必要性を明らかにすべきであり、事業者側が検討のために時間を要する場合もあることに配慮した対応を行うべきである。

- ヤミ金等が不正に使用する携帯電話についても、携帯電話不正利用防止法を被害者が利用しやすいよう改正を望む。

等の御意見を頂きました。

(考え方)

防犯カメラ映像については、事件の発生後相当期間経過してから警察が当該事件を認知することも少なくないことなどを踏まえ、設置目的の範囲内での保存期間の延長について事業者の更なる理解を求めるものであり、自動販売機への防犯カメラの設置は、人目に付きにくい場所に設置されている自動販売機が少なくない実態を踏まえ、当該自動販売機に対する犯罪対策目的での設置について理解を求めるものです。また、捜査関係事項照会については、あらかじめ業界団体や個別事業者との間で、迅速な回答の必要性の説明や負担軽減のための枠組み構築に関する協議の場を設けるなどして、今後とも、適切に対応してまいります。

なお、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令により、貸金業法違反（無登録営業の禁止）も携帯電話不正利用防止法に規定する契約者確認の求めの対象となっています。

(10) 「国民からの情報提供の促進」について

- 警察における捜査報償費等について不適正な支出がなされていると思われる事例も少なくなく、捜査特別報奨金制度の一層の活用を行うに当たっては、その支出状況について積極的な情報公開が求められる。

との御意見を頂きました。

(考え方)

情報提供者のプライバシー保護の観点等も踏まえながら、適切に対応してまいります。



(11) 「自動車ナンバー自動読取システムの一層の整備活用」について

- 自動車ナンバー自動読取システムは個人の行動履歴を把握することにより個人の私生活の状況を明らかにし得るものであり、プライバシー権の重大な侵害を引き起こしかねない一方、同システムについて実態がほとんど明らかにされておらず、人権保障の観点から極めて問題である。同システムの運用に当たっては、システムの内容について情報公開した上で、その撮影部位、撮影データの保管期間等について、プライバシー権ないし自己情報コントロール権との関係で適切な規制を行うべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

警察では、自動車利用の重要犯罪や自動車盗の多発等に対応し、こうした事件の早期解決を図るため、自動車ナンバー自動読取システムを整備・運用しているところであり、今後とも、その適切な運用を行ってまいります。なお、自動車ナンバー自動読取システムについて、その詳細を明らかにした場合、犯罪者が対抗手段を講じることが容易となるなど、今後の捜査に支障が生じるおそれがあり、詳細は明らかにしておりません。

(12) 「客観的な証拠の収集方法の整備強化」について

- 警察庁が運用するDNA型情報データベース・システムは、プライバシー権ないし自己情報コントロール権を侵害することがないように、法律によって構築・運用されるべきであり、国家公安委員会規則第15号は廃止されるべきである。法律の制定に当たっては、DNA型情報が個人の究極のプライバシーであることにかんがみ、採取・登録対象・保管・利用・抹消・品質保証・監督・救済機関について定めるべきである。また、通信傍受については、現実には薬物犯罪の末端使用者の摘発が主たる目的となっており、その捜査上の必要性も疑わしく、通信の秘密及びプライバシー権を重大に侵害し、傍受対象者に対しては事前の令状の提示がなく、憲法38条の定める令状主義にも反しかねないものであり、通信傍受法については、その要否を含めて再検討すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

DNA型資料については、刑事訴訟法に基づき適法に採取・鑑定しており、鑑定結果を記録したDNA型記録検索システムの運用については、DNA型記録取扱規則（平成17

年国家公安委員会規則第 15 号) に従い適切に行っています。また、通信傍受は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成 11 年法律第 137 号) 第 3 条に定められた厳格な要件を満たす場合に、裁判官より、傍受すべき通信及び傍受の実施の対象とする通信手段を明示する令状の発付を受けて行うものであり、憲法の定める令状主義に反するものではありません。さらに、通信傍受の実施は、薬物密売組織の上位者の検挙等に効果を発揮しているところです。

(13) 「犯罪捜査活動の密行性の確保」について

- 捜査用車両を使用した犯罪捜査活動の密行性がどのような措置を意味するのか明確でない。警察は情報公開に対して極めて消極的であり、いたずらに情報の機密性を強調するのではなく、現に捜査中の捜査に関連する情報等を除き積極的に情報公開を行うべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

具体的な内容を明らかにすることにより犯罪組織を利する結果となるおそれがあることから、御指摘の記述とさせていただいたことを御理解いただきますようお願いいたします。

(14) 「死因究明体制の強化」について

- 現行制度は、監察医制度の対象死体とされる警察が一度犯罪性がないとした死因が明らかでない死体についての責任官庁や費用負担者が不明である点に問題がある。ヨーロッパ諸国の例を参考にし、大学法医学教室との連携を密にして、業務、研究、人材育成を行うべきである。
- 解剖医・解剖施設の充実には、既存の法医学関連施設を強化するのが最も経済効率が良く、監察医制度の強化にもつながる。また、解剖等の鑑定を大学教員の業務として確立するため、大学等と鑑定人推薦・鑑定基本契約等を締結し鑑定、捜査への助言、公判準備等に支障が生じない要件を整えるべきである。裁判員裁判における法医鑑定の在り方に関し、鑑定人の資質と待遇の向上、中立性の保証、信頼性の確保に努めるべき。さらに、市民サービスという観点からも、行政検視について、監察医制度との連携を図るべきである。
- 医師であれば、誰でも検案ができるという誤解を解消し、検案を専門業務として位置付ける必要がある。A i は死体検査の補助手段として優れたものであることはたしかであるが、剖検に取って代わることはできない。

との御意見を頂きました。

(考え方)

今後の施策の具体的な検討に当たって、貴重な御意見として参考にさせていただきます。

- 拘禁施設における死因が不明な死亡事案については、全件検視を行い拘禁施設から独立した立場で死因調査を行う透明性の高い制度を確立すべきである。

との御意見を頂きました。

(考え方)

刑事収容施設において被収容者が死亡し、変死又は変死の疑いがある場合には、刑事施設の長等から検察官に通知・通報がなされ、検察官等による検視や、必要に応じて司法解剖が行われるなど、適切に死因を究明することのできるようになっているところ、より一層適切な運用に努めてまいります。

(15) 「科学捜査力の充実・強化」について

- 被疑者三次元顔画像データベースの整備について、同データベースが監視カメラシステムと組み合わせられた場合、当該「被疑者」とされた者の行動を24時間不断に監視することになりかねない。また、「被疑者」以外の者の三次元顔画像データベースが作成されないという保障もない現状では、市民のプライバシー権保障の上で重大な文を生じかねず、現状では、同システムの導入に反対である。

との御意見を頂きました。

(考え方)

被疑者の三次元顔画像データベースについては、被疑者の三次元顔画像の全国規模でのデータベースを作成して、必要に応じて顔画像の検索・照合が可能となるシステムを構築しようとするものであり、被疑者の行動を監視することを目的とするものではありません。また、被疑者以外の者の三次元顔画像データベースを構築しようとするものでもありません。

(16) 「社会・経済情勢の変化に応じた有効な捜査手法等の導入・活用の検討」について

- 刑事免責、おとり捜査、潜入捜査、通信傍受等の捜査手法の導入等については、犯罪一般を対象として検討する場合、導入に反対する意見も強く、容易に導入ができないことが危惧される。しかし、その対象を暴力団に限定することで導入等を容易にすることができると思われることから、暴力団対策等の中で明記すべきである。

等の御意見を頂きました。

(考え方)

これらの捜査手法については、暴力団犯罪に限らず様々な犯罪に対して有効な手法となり得ると考えられるところであり、その対象の点を含めて検討を行う必要があると考えます。

(17)「裁判員裁判への的確な対応」について

- 一部録画・録音では録画・録音されていない部分の状況が明らかとならず、かえって取調べ過程全体の印象を誤らせるおそれのあること、現在実施されているレビュー方式ないし読み聞かせ・レビュー方式の録画は、取調べの最終段階で読み聞かせや自白に至った経緯等を確認する場面を録画したものにすぎず、暴行等により抵抗する気力を失った被疑者に有効に機能しないことは明白であり、違法取調べの存在を隠蔽することにしかない。
- 人権を軽視する警察の体質を改善してこそ、警察への信頼が回復し、真に犯罪に強い社会の実現が可能となることから、警察職員への人権教育の拡充と徹底を図るべきである。

等の御意見を頂きました。

(考え方)

現在試行している取調べの一部録音・録画においては、被疑者が供述する際の表情、その様子、挙動等が客観的に明らかになり、問答も編集を加えずに機械的に記録されるものである上、録音・録画の実施に当たり、被疑者に任意に発言できる機会を付与していることから、御指摘は当たらないものと考えます。取調べの録音・録画記録は、たとえ取調べの一部を録音・録画したものであっても、取調べにおける捜査官と被疑者のやり取り、取調室の状況、被疑者の様子等の客観的状況を機械的に記録したものであり、被疑者の供述内容自体や捜査官の発問状況等のほか、被疑者の表情、声の様子、挙動等を明らかにすることによって、自白の任意性の立証に資するものであると考えられます。なお、取調べの全過程の録音・録画を義務付けるとなると、事件の真相解明に重要な役割を担っている被疑者取調べの機能が大きく阻害され、事案の真相解明を困難にし、犯罪の検挙活動に支障を来すことから、取調べの全過程の録音・録画を義務付けることは

適当ではないと考えます。

また、警察では、引き続き、犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号）第 2 条第 2 号に定められた「捜査を行うに当つては、個人の基本的人権を尊重し、かつ、公正誠実に捜査の権限を行使しなければならない。」との捜査の基本を厳守し、適正に捜査を行ってまいります。

#### 9 今回の意見募集手続について

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 意見募集期間が短すぎる。</li><li>○ 策定経過が民主主義的ではない。</li></ul> |
|--|

との御意見を頂きました。

#### (考え方)

御指摘も踏まえつつ、今後、より一層適切な意見公募手続の実施に努めてまいります。なお、今回の意見募集手続については、行政手続法の規定に基づく手続ではなく、意見募集期間を含め、特に法令上の義務付けはありません。

その他、一般的な御意見として、

- アダルトビデオのうち、レイプ・痴漢等男性の一方的な欲望を満たすための内容のものについては廃止すべきである。
- 性欲のはけ口の充実化を図るべきである。
- 新聞・テレビの偏見報道を正すための対策を実施すべきである。
- マスメディアが少年犯罪の凶悪化・増加という視聴率稼ぎのための捏造を行うことに懸念を覚える。

等がありました。